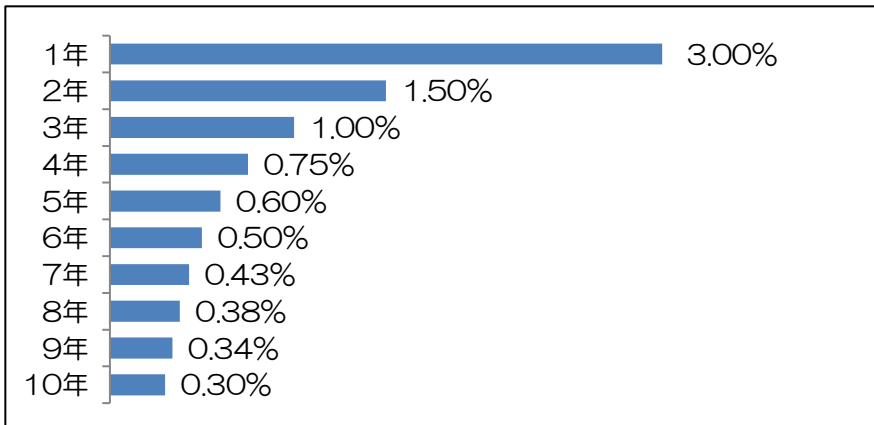


目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は金融商品取引法第37条の3の規定により、お渡しするものです。）

この書面、および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

クーリングオフ	当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。																						
手数料等	<p>お申込手数料（名目を問わずお申込みの際にかかる手数料）は、ファンドによって異なります。お申込手数料は、ファンドごとに異なるため、新生銀行店頭でご確認ください。なお、インターネット経由でのお申し込みについてはマネックス証券のインターネット申込手数料が適用となります（マネックス証券の投資信託のインターネット申込手数料は無料です）。</p> <p>＜新生銀行店頭での購入の場合（金額指定）＞お申込金額</p> <p>＝約定金額＋お申込手数料＋お申込手数料に対する消費税等の相当額</p> <p>約定金額とは、お申込金額からお申込手数料およびお申込手数料に対する消費税等の相当額を控除した金額（「約定日の基準価額×約定した口数」）をいいます。お申込手数料は、手数料率（税抜）を約定金額に乗じた金額となります。また、消費税等の相当額とは消費税および地方消費税相当額の合計金額を示し、各お申込手数料に対して課税されます。</p> <p>例えば、10,000米ドルの金額指定でご購入いただく場合、お申込金額の10,000米ドルの中からお申込手数料（税込）をいただきますので、10,000米ドル全額が当該投資信託の約定金額となるものではありません。</p> <p>例えば、お申込手数料が3.3%（税込）のファンドを100口当りの基準価額が100米ドルで10,000米ドルお買付の場合は以下の通りとなります。</p> <p>（例）10,000米ドル（お申込金額）</p> <p>＝9,680米ドル（約定金額）＋320米ドル（お申込手数料（税込））</p> <p>※上記は計算例となります。実際のお申込手数料は端数処理等により、上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。</p> <p>●投資信託のお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、計算上の1年あたりのご負担率（税抜）は次第に減っていきます。例えば、お申込手数料が3%（税抜）の場合、保有期間に応じた、計算上の1年あたりのご負担率（税抜）は以下の通り逡減していきます。</p> <p style="text-align: center;">【1年あたりのご負担率（税抜）】</p>  <table border="1" data-bbox="497 1675 1374 2098"> <thead> <tr> <th>年数</th> <th>1年あたりのご負担率（税抜）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年</td><td>3.00%</td></tr> <tr><td>2年</td><td>1.50%</td></tr> <tr><td>3年</td><td>1.00%</td></tr> <tr><td>4年</td><td>0.75%</td></tr> <tr><td>5年</td><td>0.60%</td></tr> <tr><td>6年</td><td>0.50%</td></tr> <tr><td>7年</td><td>0.43%</td></tr> <tr><td>8年</td><td>0.38%</td></tr> <tr><td>9年</td><td>0.34%</td></tr> <tr><td>10年</td><td>0.30%</td></tr> </tbody> </table>	年数	1年あたりのご負担率（税抜）	1年	3.00%	2年	1.50%	3年	1.00%	4年	0.75%	5年	0.60%	6年	0.50%	7年	0.43%	8年	0.38%	9年	0.34%	10年	0.30%
年数	1年あたりのご負担率（税抜）																						
1年	3.00%																						
2年	1.50%																						
3年	1.00%																						
4年	0.75%																						
5年	0.60%																						
6年	0.50%																						
7年	0.43%																						
8年	0.38%																						
9年	0.34%																						
10年	0.30%																						

	<p>※投資信託によってはお申込手数料を頂戴せず、解約・換金時に保有期間に応じた費用（解約手数料、信託財産留保額）をご負担いただく場合があります。その場合も、保有期間が長期におよぶほど、1年あたりの負担率は次第に減っていきます。</p> <p>※保有期間中にご負担いただく諸費用、手数料等および換金時にご負担いただく諸費用等は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。</p> <p>（注）ご購入時に実施中のプログラム、キャンペーン等で、お申込手数料が割引きとなる場合や、マネックス証券で実施中のプログラム、キャンペーン等が適用となる場合があります。新生銀行のプログラム、キャンペーン等は新生銀行ウェブサイト、店頭、コンタクトセンター（新生パワーコール）で、マネックス証券で実施中のプログラム、キャンペーン等はマネックス証券のウェブサイトでそれぞれご確認ください。</p>
お申込単位	1,000 基本通貨単位以上 100 基本通貨単位
ご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 為替変動により円貨で比べた場合に投資元本を割り込むことがあります。 ● 外国籍投資信託は国内籍投資信託と比べ、買戻代金の支払いに日数を要することがあります。
各ファンドのコース間におけるスイッチングについて	<p>スイッチングが可能なファンドにおいて、特定口座（源泉徴収あり）でのスイッチング解約により税金が発生しても税金は控除せず、全額をスイッチング購入金額に充当します。税金はマネックス証券の証券総合取引口座の預かり金から別途徴収させていただきます。残高不足等によりマネックス証券の証券総合取引口座において立替金が発生した場合、マネックス証券の証券総合取引口座へのご入金等のお手続きをお願いいたします。</p>

金融商品仲介について

当行はマネックス証券の委託を受け、金融商品仲介を行うものであり、当行が取り扱う投資信託についていただいたお客さまのお申し込みは、委託金融商品取引業者であるマネックス証券に取り次ぎを行います。お取引にあたっては、お客さまとマネックス証券とのお取引になります。当行において金融商品仲介でのお取引をされるか否かが、お客さまと当行の融資等他のお取引に影響を与えることはありません。また、当行での融資等のお取引内容が金融商品仲介でのお取引に影響を与えることはありません。

委託金融商品取引業者について

商号：マネックス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 日本暗号資産取引業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会

重要事項のご確認

1. 投資信託は預金保険の対象ではありません。当行で販売する投資信託はマネックス証券の証券総合取引口座での買付けとなり、投資者保護基金の対象となります。
2. 投資信託は、預金等とは異なり元本および運用成果の保証がなく、投資した資産の減少を含むリスクは投資信託をご購入のお客さまが負います。
3. 投資信託のお申し込み等の取り扱いは当行が行い、マネックス証券に取り次ぎます。設定・運用は、投信委託業者、信託財産の管理等は信託銀行が行います。
4. 商品内容および下記を含む重要事項について理解の上、自らの意思で購入してください。
 - 投資信託のお申込手数料の料率および購入代金に応じたお申込手数料の金額。
 - 投資信託購入後に負担する費用（信託報酬、信託財産留保額等）。
 - お申込手数料は、投資信託の保有期間が長期に及ぶほど1年あたりの負担率が逡減していくこと。
 - 投資信託の分配金につき、分配金の一部又は全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があること。

※原則として、お申し込みの取消または変更はできません。ただし、当行所定の時限までに当行所定の方法により取消または変更のお申し出があった場合にはこの限りではありません。

当ファンドにかかる金融商品取引契約の概要

当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行い、お申し込みをマネックス証券に取り次ぎます。

当行が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業務は、金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務です。

なお、当行は登録金融機関業務として、以下の業務を行っています。

- ① 法令により登録金融機関が取り扱うことを認められた有価証券等の募集、売り出し、私募の取り扱い等の業務
- ② 金融商品仲介業務
- ③ デリバティブ業務
- ④ 保護預り業務
- ⑤ 社債等の振替業務

マネックス証券が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

マネックス証券が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、マネックス証券においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座または外国証券取引口座の開設が必要になります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文にかかる代金または有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。

- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客さまにお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	株式会社新生銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号
本店所在地	〒103-8303 東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
認定投資者保護団体	加入している認定投資者保護団体はありません。
資本金	512,204百万円（2021年10月31日現在）
主な事業	銀行業
設立年月	1952年12月1日

<連絡先>

- 新生銀行 新生パワーコール 0120-456-007
※ 受付時間：平日・土曜 8:30~17:30
- ※ 各種商品やお取引に関するお問合せにつきましては、マネックス証券お客様ダイヤルにお問合せ下さい。
- マネックス証券 お客様ダイヤル 0120-846-365
03-6737-1666（携帯電話・一部IP電話）
※ 受付時間：平日 8:00~17:00
- マネックス証券ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

お取引についてのトラブル等は、金融ADR制度により指定された紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用が可能です。金融ADR制度とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

当行は特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」または「全国銀行協会相談室」を利用することにより、金融商品取引関連の苦情および紛争の解決を図ります。

●証券・金融商品あっせん相談センター

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

フリーダイヤル 0120-64-5005

- 受付時間：月～金曜（祝日および年末年始を除く）午前9時～午後5時

●一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会相談室

〒100-8216

東京都千代田区丸の内 1-3-1

一般電話から 0570-017109

携帯電話から 03-5252-3772

- 受付時間：月～金曜（祝日および銀行休業日を除く）午前9時～午後5時